

契約者代理制度

ご契約のしおり・約款

この「冊子」は、ご契約に関する大切な事項を記載していますので、
ぜひご一読ください。

また、「保険証券(証書)」とともに大切に保管し、ご活用ください。

契約者代理制度

契約者代理制度とは、ご契約者が契約に関する手続きを行う意思表示ができない場合に、ご本人に代わって、あらかじめ指定した代理人(契約者代理人)が手続きをできる制度です。

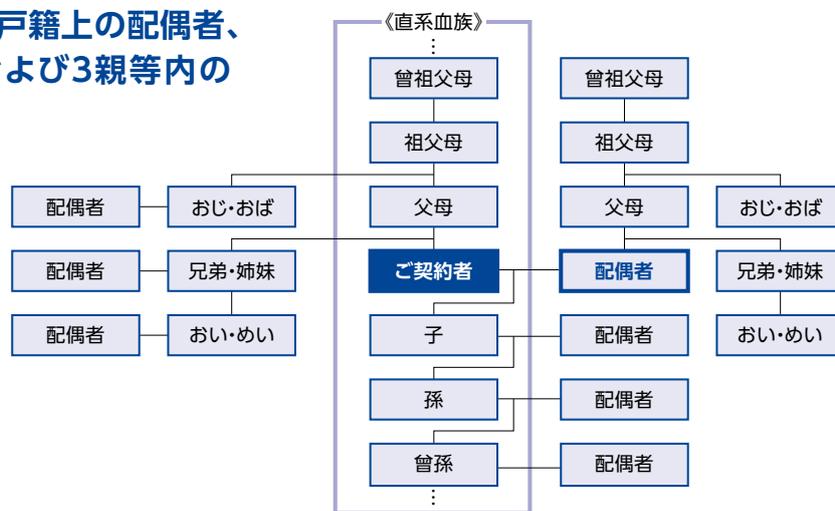
- ご契約者は次の範囲内(◆)で1契約につき1人の方を、契約者代理人として指定または変更することができます。契約者代理人は、契約に関する手続き時においても、この範囲内であることを要します(ご契約者が法人の場合やご契約者が複数人である場合、契約者代理制度は利用できません。)
- 契約者代理人を指定するときは、同じ方をご家族登録制度の「登録ご家族」として登録していただく必要があります。
- 契約者代理人が未成年者である場合は、ご契約者に代わって契約に関する手続きを行うことはできません。
- 契約者代理人を指定または変更するための保険料は不要です。
- ご契約者を変更する場合、あらかじめ契約者代理人を指定してください。
- ご利用に当たっては、ご契約者から契約者代理人に以下の内容をお知らせください。
 - ・契約内容
 - ・代理手続きができること
 - ・ご契約者が契約に関する手続きを行う意思表示ができない状態になったときは、契約者代理人から当社までご連絡いただきたいこと(「当社」とは、株式会社かんぽ生命保険のことをいいます。)

◆【契約者代理人として指定できる範囲】

- ご契約者の戸籍上の配偶者
- ご契約者の直系血族
- ご契約者の3親等内の親族
- ご契約者のために手続きをすべき相当な関係があると当社(※)が認めた方
(死亡保険金受取人、住民票でご契約者と内縁関係にある事実が確認できる方、ご契約者と同居している方、ご契約者の財産管理を行っている方)

(※) 簡易生命保険の場合、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構

ご契約者の戸籍上の配偶者、直系血族および3親等内の親族の範囲



このようなときに「契約者代理制度」が役に立ちます

保険金額の減額変更や解約などは、ご契約者本人が手続きを行うことが必要です。その場合、手続きをすることが困難なときがあります。例えば、

事故や病気で、こん睡状態にあり、契約に関する手続きを行う意思表示をすることが難しいとき

認知症になり、契約に関する手続きを行う意思表示をすることが難しいとき

このような場合、契約者代理人があらかじめ指定されていると…

契約者代理人が契約に関する手続きを行うことができます。

契約者代理制度において利用できる手続き

- 契約者代理人がご契約者に代わって行うことができる手続きは、住所変更、保険金額の減額変更や解約など、ご契約者が行うことができる手続き(※1)です。
- ただし、以下の手続きを行うことはできません。

- ご契約者の変更(※2)
- 保険金受取人の変更
- 契約者代理人の変更
- 「登録ご家族」の変更
- 契約の復活(※3)
- 特約の中途付加
- 保険契約の全部転換
- 特約のみの転換
- 契約の更新
- 指定代理請求制度において利用できる保険金の請求など(※4)

- (※1) ご契約者と死亡保険金受取人、生存保険金受取人または満期保険金受取人が同一人の場合、これらの保険金受取人が行うことができる手続きを含みます。例えば、死亡保険金受取人にご契約者が指定されている場合、契約者代理人が死亡保険金を請求することができます。
- (※2) 被保険者を新たなご契約者とする変更の場合、契約者代理人による手続きが可能です。
- (※3) ご契約者と被保険者が別の方の場合や、学資保険などにおいて契約の復活の申し込みの際にご契約者の告知が不要な場合、契約者代理人による手続きが可能です。
- (※4) 指定代理請求特則が付加されている場合は、指定代理請求人から請求が可能です。



- 契約者代理人による手続きの際、ご契約者が契約に関する手続きを行う意思表示ができないことを証明する書類や、契約者代理人の範囲内にあることを証明できる書類(戸籍抄(謄)本、住民票など(※5))などを提出してください。
(※5) 婚姻関係、内縁関係または養子縁組の証明に、有効期限がない書類(戸籍抄(謄)本、住民票など)を使用する場合は、6カ月以内に発行されたものに限ります。
- ご契約者に支払うべき保険金や返戻金などは、ご契約者に代わって契約者代理人が受け取ることができます。契約者代理人が受け取った保険金や返戻金などは、契約者代理人ではなくご契約者に帰属します。
- 契約者代理人からの請求により保険金や返戻金などを支払ったときは、その後、同様の請求を受けても、当社(※6)は重複して支払いません。
(※6) 簡易生命保険の場合、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構
- 契約者代理人本人が事故や病気などで契約に関する手続きを行うことが難しいときでも、契約者代理人の成年後見人などによる手続きはできません。
- 契約者代理人による代理が開始した後は、ご契約者による手続きはできません。
なお、ご契約者が契約に関する手続きを行う意思表示が可能となった場合には、速やかに当社までご連絡ください。
- 以下の場合などには契約者代理人による手続きはできなくなります。この場合、速やかに当社までご連絡ください。
 - ・ご契約者を変更するとき、ご契約者が死亡したとき
 - ・契約者代理人が死亡したとき、破産したとき、契約者代理人の後見が開始したとき

保険契約者代理特則条項

(令和6年10月1日制定)

(趣旨)

- 第1条 この特則条項は、保険契約者代理特則について定め、保険契約者代理特則は、保険契約者が会社の定める手続等を行うことができない会社所定の事情があるときに、保険契約者に代わって、保険契約者があらかじめ指定または指定の変更をした保険契約者代理人が手続等を行うことを可能とするものです。

(特則の付加)

- 第2条 この特則は、基本契約の締結の際にまたはその締結後に、会社の承諾を得て、基本契約に付加することができます。

(特則の対象となる手続等)

- 第3条 (1) この特則の対象となる手続等は、次のものとします。
- ① 主約款等^[1]に定める保険契約者が行うことができる手続^[2]
 - ② 保険契約者と保険金、給付金、祝金または年金(これらの名称の如何を問わず、保険料の払込免除を含みます。以下「保険金等」といいます。)の受取人が同一人である場合における、保険金等の請求
- (2) 本条(1)にかかわらず、次に定める手続は、この特則の対象となる手続等から除きます。
- ① 被保険者以外の者を新たな保険契約者とする保険契約者の変更
 - ② 保険金等の受取人の変更
 - ③ 第4条(保険契約者代理人の指定またはその変更)に定める保険契約者代理人の指定またはその変更
 - ④ 保険契約者と被保険者が同一人である場合の基本契約または特約の復活
 - ⑤ 基本契約の締結後に特約を付加する申込み
 - ⑥ 契約変更に関する特則条項に定める契約の変更
 - ⑦ 指定代理請求特則II条項^[3]に定める特則の対象となる保険金等の請求等
 - ⑧ 契約転換に関する特則条項に定める新たな保険契約の申込みおよび新たな特約を付加する申込み
 - ⑨ 契約の更新に関する特則条項に定める基本契約^[4]の更新その他保険契約の締結と同等の手続を必要とする手続

備考(第3条)

- [1] 「主約款等」とは、この特則を付加した基本契約の普通保険約款、その基本契約に付加されている特約の特約条項および特則条項をいいます。
- [2] 保険契約者の告知を必要とする手続を除きます。
- [3] 基本契約に指定代理請求特則が付加されている場合は、指定代理請求特則条項をいいます。
- [4] 特約が付加されている場合には、その特約を含みます。

(保険契約者代理人の指定またはその変更)

- 第4条 (1) この特則を付加した場合、保険契約者は、会社の定める書類を提出し、あらかじめ次の範囲内で1人の者を保険契約者代理人として指定してください。
- ① 保険契約者の戸籍上の配偶者
 - ② 保険契約者の直系血族
 - ③ 保険契約者の3親等内の親族
 - ④ ①②③のほか、次の範囲内で保険契約者のために手続等をすべき相当な関係があると会社が認めたと者
 - ア. 保険契約者と法律上の婚姻関係がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - イ. 保険契約者と同居している者
 - ウ. 保険契約者の財産管理を行っている者
 - エ. 死亡保険金受取人
- (2) 本条(1)にかかわらず、保険契約者は、本条(1)の範囲内で、保険契約者代理人の指定を変更することができます。この場合、会社の承諾を得ることを要します。
- (3) 保険契約者が本条(1)の指定を変更しようとするときは、必要書類(別表)を会社^[1]に提出してください。
- (4) 本条(1)(2)の指定または指定の変更は、保険証券に記載を受け、またはその指定もしくは指定の変更が完了した旨の通知を会社が発送してからでなければ、会社に対抗することができません。

備考(第4条)

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

(保険契約者代理人による手続等)

- 第5条 (1) 第3条(特則の対象となる手続等)に定める手続等を保険契約者が行うことができない次のいずれかの事情があるときは、保険契約者代理人が、必要書類(別表)を会社^[1]に提出して、保険契約者に代わって会社の定める手続等を行うことができます。
- ① この特則の対象となる手続等を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - ② その他これに準じる状態であると会社が認めた場合
- (2) 保険契約者代理人が本条(1)の手続等を行う場合、保険契約者代理人は手続等の時において、第4条(保険契約者代理人の指定またはその変更)(1)の範囲内の者であることを必要とします。
- (3) 本条(1)により、会社が保険金等を保険契約者の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求等を受けても、会社はこれを支払いません。
- (4) 本条(1)にかかわらず、故意に保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由を生じさせた者もしくは故意に被保険者を重度障害による保険金の支払いにかかる重度障害状態に該当させた者または故意に保険契約者を本条(1)に定める状態に該当させた者は、保険契約者代理人としての取扱いを受けることができません。
- (5) 保険契約者が本条(1)に定める状態に該当した後、保険契約者が本条(1)に定める状態にない状態となった場合、保険契約者は、保険契約者代理人の同意を得て、必要書類(別表)を会社^[1]に提出してください。ただし、同意を得られない特別な事情があると会社が認めるときはその同意を要しません。
- (6) 本条(5)により保険契約者が本条(1)に定める状態にないことを会社が認めるときは、再度本条(1)に定める状態に該当するまでは、保険契約者代理人は本条に基づく手続等を行うことはできません。
- 備考(第5条)
[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

(告知義務違反等による契約の解除等)

- 第6条 この特則が付加されている場合において、基本契約^[1]もしくは基本契約に付加されている特約^[2]の告知義務違反による解除、重大事由による解除または加入限度額超過による解除について、保険契約者もしくはその法定代理人を知ることができないとき、またはこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者もしくはその法定代理人に通知できないときは、主約款等^[3]に定める通知の相手方のほか、保険契約者代理人にも通知することがあります。
- 備考(第6条)
[1]「基本契約」には、契約変更に関する特則条項に定める基本契約の保険金額の増額等変更契約を含みます。
[2]「特約」には、契約変更に関する特則条項に定める特約の特約保険金額の増額等変更契約を含みます。
[3]「主約款等」とは、この特則を付加した基本契約の普通保険約款、その基本契約に付加されている特約の特約条項および契約変更に関する特則条項をいいます。

(重大事由による特則の解除)

- 第7条 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特則を解除することができます。
- ① 保険契約者代理人が、次のいずれかに該当する場合
ア. 反社会的勢力^[1]に該当すると認められること
イ. 反社会的勢力^[1]に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
ウ. 反社会的勢力^[1]を不当に利用していると認められること
エ. その他反社会的勢力^[1]と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - ② この特則が付加されている基本契約、他の保険契約もしくは他の保険契約に付加されたこの特則が重大事由によって解除され、または保険契約者代理人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者代理人に対する信頼を損ない、この特則を継続することを期待しえない^①の事由と同等の重大な事由がある場合
- 備考(第7条)
[1]「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(保険契約者による特則の解約)

- 第8条 (1) 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特則を解約することができます。
- (2) 本条(1)によりこの特則が解約された場合、保険契約者代理人の指定の効力は消滅します。
- (3) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類(別表)を会社^[1]に提出してください。
- (4) 本条(1)の解約は、保険証券に記載を受け、または解約が完了した旨の通知を会社が発送してからでなければ、会社に対抗することができません。
- 備考(第8条)
[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

(特則の消滅)

- 第9条 (1) 次のいずれかに該当した場合に、この特則は消滅します。
- ① 保険契約者が死亡したとき
 - ② 保険契約者が変更されたとき
 - ③ 保険契約者代理人の死亡その他の法令に定める代理権の消滅事由に該当したとき
 - ④ 基本契約が消滅したとき
- (2) 保険契約者または保険契約者代理人は、本条(1)③に該当したときは、すみやかに会社^[1]に通知してください。
- 備考(第9条)
[1]「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

(主約款等の規定の準用)

- 第10条 この特則条項に別段の定めのないときは、主約款等^[1]の規定を準用します。
- 備考(第10条)
[1]「主約款等」とは、この特則を付加した基本契約の普通保険約款、その基本契約に付加されている特約の特約条項および特則条項をいいます。

別表 必要書類

- (1) この特則条項に基づく手続等に必要書類は、次のとおりとします。

項目	提出する者	必要書類
保険契約者代理人の指定の変更(第4条関係)	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者代理人による手続等(第5条(1)関係)	保険契約者代理人	1 主約款等に定める必要書類 2 保険契約者および保険契約者代理人の戸籍謄本 3 保険契約者代理人の印鑑証明書または健康保険証 4 保険契約者が手続等を行うことができない事情の存在を証明する書類 5 保険契約者および保険契約者代理人の住民票 6 保険契約者代理人が保険契約者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証明する書類
保険契約者による手続等(第5条(5)関係)	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特則の解約(第8条関係)	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券

- (2) 会社は、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の提出の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることがあります。また、会社が必要と認めるときは、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

- (3) 会社は、(1)(2)の書類の提出について、書面に代えて会社所定の電磁的方法^[1]により提出することを認めることがあります。

備考(別表)

- [1]「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいいます。

簡易生命保険にご加入のお客さまへ

当社は、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構からの委託を受け、簡易生命保険の業務を行っています。簡易生命保険にご加入のお客さまにつきましても、この制度を利用できます。

保険契約者代理に関する簡易生命保険約款

(趣旨)
第1条 この約款は、保険契約者が手続等を行うことができない特別な事情があるときに、保険契約者に代わって、保険契約者があらかじめ指定又は指定の変更をした保険契約者代理人が行う手続等を行うことを可能とする保険契約者代理に関する事項について定めます。

(保険契約者代理の対象となる手続等)

第2条 保険契約者代理の対象となる手続等は、次のいずれかとなります。

- 基本契約の保険種類に応じて適用される簡易生命保険約款(以下「保険約款」といいます。)又は特約について適用される保険約款に定める保険契約者が行うことができる手続(保険契約者の告知を要する手続を除きます。)
- 保険契約者と保険金等の受取人が同一人である場合における、保険金等の請求

2 前項の規定にかかわらず、次に定める手続は、保険契約者代理の対象となる手続等から除きます。

- 被保険者以外の者を保険契約者とする保険契約者の地位の任意承継
- 保険金等の受取人の変更
- 次条に定める保険契約者代理人の指定又はその変更
- 保険契約者と被保険者が同一人である場合の基本契約又は特約の復活
- 指定代理請求に関する簡易生命保険約款に定める指定代理請求の対象となる保険金の支払の請求等(指定代理請求人を指定している場合はその指定代理請求の対象となる保険金の支払の請求等)

(保険契約者代理人の指定又はその変更)

第3条 保険契約者は、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構(以下「機構」といいます。)の承諾を得て、あらかじめ、次の各号の範囲内で1人の者を保険契約者代理人として指定し、又はその指定を変更することができます。

- 保険契約者の戸籍上の配偶者
- 保険契約者の直系血族
- 保険契約者の3親等内の親族
- 前3号のほか、次の範囲内で保険契約者のために手続等をすべき相当な関係があると機構が認めた者
 - 保険契約者と法律上の婚姻関係がなくとも事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - 保険契約者と同居している者
 - 保険契約者の財産管理を行っている者
 - 死亡保険金受取人

2 保険契約者が前項の指定又はその変更をしようとするときは、別表の定めるところにより、同表に定める書類を提出してください。

3 第1項の指定又はその変更は、保険証書に記載を受け、又は指定若しくはその変更が完了した旨の通知を簡易生命保険取扱機関が発してからでなければ、これをもって機構に対抗することができません。

(保険契約者代理人による手続等)

第4条 第2条に定める手続等を保険契約者が行うことができない次の各号に定める事情があるときは、保険契約者代理人が、別表の定めるところにより、同表に定める書類及びその事情の存在を証明するに足りる書類を提出して、保険契約者の代理人として手続等を行うことができます。

- 手続等を行う意思表示が困難であると簡易生命保険取扱機関が認めた場合
- その他これに準じる状態であると簡易生命保険取扱機関が認めた場合

2 保険契約者代理人が前項の手続等を行う場合、保険契約者代理人は手続等の時において、前条第1項各号に掲げる範囲内の者であることを要します。

3 第1項の規定により、機構が保険金等を保険契約者の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の支払の請求を受けても、機構はこれを支払いません。

4 簡易生命保険取扱機関は、事実の確認をするため、保険契約者代理人に対し、照会し、又は同意を求めることがあります。この場合において、保険契約者代理人が簡易生命保険取扱機関の照会に対する回答又は同意を正当な理由なく拒んだときは、その回答又はその同意を得て事実を確認するまでは、機構は、手続等を履行しません。

5 第1項の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由(保険料の払込免除又は払込不要の規定に該当する事由を含みます。)を生じさせた者若しくは故意に被保険者を重度障害による死亡保険金の支払請求に係る重度障害の状態に該当させた者又は故意に保険契約者を同項各号に定める状態に該当させた者は、保険契約者代理人としての取扱いを受けることができません。

6 保険契約者が第1項に定める状態に該当した後、保険契約者が同項に定める状態にない状態となった場合、保険契約者は、保険契約者代理人の同意を得て、別表の定めるところにより、同表に定める書類を提出してください。ただし、同意を得られない特別な事情があると簡易生命保険取扱機関が認めたときは、その同意を要しません。

7 前項により保険契約者が第1項に定める状態にないことを簡易生命保険取扱機関が認めたときは、再度第1項に定める状態に該当するまでは、保険契約者代理人はこの条の規定による手続等を行うことはできません。

(重大事由による保険契約者代理人の指定の解除)

第5条 機構は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約者代理人の指定を解除することができます。

- 保険契約者代理人が、次のいずれかに該当する場合
 - 反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下同じとします。)に該当すると認められること
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- 他の保険契約者又は保険契約者代理人の指定が重大事由によって解除され、又は保険契約者代理人が他の保険者との間で締結した保険契約若しくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、機構の保険契約者代理人に対する信頼を損ない、保険契約者代理人の指定を継続することを期待しえない前号の事由と同等の重大な事由がある場合

2 前項の規定による解除は、保険契約者又はその法定代理人に対する通知により行います。

3 前項の場合において、保険契約者若しくはその法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときは、被保険者、保険金受取人、年金受取人、指定代理請求人、保険契約者代理人又はそれらの法定代理人に通知します。

(保険契約者代理人の指定の失効)

第6条 次のいずれかに該当した場合に、保険契約者代理人の指定は、その効力は失います。

- 保険契約者が死亡したとき
- 保険契約者の地位が承継されたとき
- 保険契約者代理人の死亡その他の法令に定める代理権の消滅事由に該当したとき

2 保険契約者又は保険契約者代理人は、前項第3号に該当したときは、すみやかに簡易生命保険取扱機関に通知してください。

別表 提出書類等(第3条、第4条関係)

(1) 次の表の左欄に掲げる手続等をしようとするときは、同表の中欄に掲げる者は、同表の右欄に掲げる書類を簡易生命保険取扱機関の指定した場所に提出してください。

手続等	代理人	提出書類
保険契約者代理人の指定又はその変更(第3条関係)	保険契約者	1 機構所定の通知書 2 保険証書
保険契約者代理人による手続等(第4条第1項関係)	保険契約者代理人	1 基本契約の保険種類に応じて適用される保険約款又は特約について適用される保険約款に定める手続等に係る提出書類 2 第4条第2項の要件を満たすことを証明するに足りる書類
保険契約者による手続等(第4条第6項関係)	保険契約者	1 機構所定の通知書 2 保険証書

(2) 簡易生命保険取扱機関は、前号の書類が他の保険金の支払請求等の際に提出されているときその他の事実の確認ができるときは、同号の書類について、当該事実に係る書類の省略を認めることがあります。また、事実の確認をするため、同号の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

(3) 簡易生命保険取扱機関は、(1)(2)の書類の提出について、書面に代えて簡易生命保険取扱機関所定の電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいいます。以下同じとします。)により提出することを認めることがあります。

個人情報の取り扱い

当社は、お客さまの個人情報について、その利用目的を特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱います。また、当社は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用いたしません。

1 個人情報(マイナンバーを除きます。)の取り扱い

●当社における「個人情報(マイナンバーを除きます。)の利用目的」は、以下のとおりです。

- ①各種保険契約の引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などの支払い
- ②関連会社・提携会社などを含む、各種商品・サービスのご案内・提供(※)、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務(※)

(※)お客さまの取引履歴やWebサイトの閲覧履歴、グループ会社などから取得した情報などを分析して、お客さまのニーズに合った各種商品・サービスに関する広告などの配信をすることを含みます。

●日本郵政グループにおいて、お客さまの個人データ(仮名加工情報である個人データを含む)を共同利用いたします。その際の利用目的は、日本郵政株式会社Webサイト

(<https://www.japanpost.jp/corporate/control/privacy.html#Statement>)をご確認ください。

2 マイナンバー(個人番号)の取り扱い

●当社における「マイナンバー(個人番号)の利用目的」は、以下のとおりです。

- ①保険取引に関する支払調書作成事務
- ②財形保険契約の非課税関係事務

当社の個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)は、当社Webサイト(<https://www.jp-life.japanpost.jp/>)をご覧ください。

お手続きやご契約に関するご相談は、担当者か、最寄りの郵便局、
かんぽ生命の支店または下記のコールセンターにお問い合わせください。

かんぽコールセンター
(通話料無料)



ここにきこう
0120-552-950

ご高齢のお客さま専用コールセンター
(通話料無料)



0120-744-552

※ご高齢のお客さま専用のコールセンターです。
※オペレーターに直接つながり、お問い合わせに対してゆっくりと丁寧に対応します。

受付時間：9:00～21:00(平日) 9:00～17:00(土・日・休日) ※1月1日～3日は除きます。

●土・日・休日の個別の契約に関する回答は、翌営業日以降(12月28日17:00～12月31日にお問い合わせいただいた場合は1月4日以降)になります。

登録・
利用は
無料!

マイページ

マイページならお使いのパソコン・スマートフォンで、いつでも・どこでも・かんたんに、
ご契約内容の確認や保険のお手続きができます。ぜひご利用ください。



パソコンから

かんぽ生命 マイページ



検索

スマートフォンから

ご利用にあたってはこちら▶



取扱店名・電話番号など

株式会社 かんぽ生命保険

本社 〒100-8794 東京都千代田区大手町2-3-1
Webサイト <https://www.jp-life.japanpost.jp/>



UD
FONT

ご契約のしおり・約款には見やすい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

ホ05180(2024.8・TE)



18051800001000

2024年10月作成